

○秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

平成8年12月24日

規則第20号

改正 平成9年12月3日規則第22号

平成10年3月27日規則第10号

平成10年7月30日規則第33号

平成10年12月22日規則第42号

平成11年3月8日規則第4号

平成12年6月23日規則第35号

平成13年12月20日規則第32号

平成14年11月14日規則第24号

平成15年3月31日規則第30号

平成18年9月29日規則第39号

平成19年12月25日規則第43号

平成20年12月18日規則第32号

平成24年12月28日規則第27号

平成25年12月27日規則第34号

平成26年9月25日規則第42号

平成28年7月25日規則第37号

平成30年12月28日規則第43号

令和3年3月31日規則第19号

令和3年12月28日規則第45号

令和6年3月29日規則第13号

令和6年10月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(児童の障害の状態及び学校)

第3条 条例第2条第1項第1号イに規定する障害の状態は、別表第1に掲げるものをいう。

2 条例第2条第1項第1号ウに規定する学校は、別表第2に掲げるものをいう。

(ひとり親家庭の児童の状態等)

第4条 条例第2条第1項第2号に規定する児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 児童を養護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次項に定める障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次項に定める障害の状態にあるときを除く。

2 条例第2条第1項第2号ウに規定する障害の状態は、別表第3に掲げるものをいう。

3 条例第2条第1項第2号オに規定する児童は、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項及び第10条の2の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで妊娠した児童

(5) 前号に該当するかどうかが明らかでない児童

(平10規則33・削除、平24規則27・平25規則34・令6規則13・一部改正)

(医療保険各法)

第5条 条例第3条第1項に規定する医療保険各法は、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(平9規則22・一部改正、平10規則10・全部改正)

第6条 削除

(平10規則10・平11規則4・平12規則35・一部改正、平18規則39・削除)

(優先する医療費助成事業)

第7条 条例第3条第2項第3号に規定する医療費助成事業は、秦野市重度障害者医療費助成事業をいう。

(平24規則27・一部改正)

(所得制限の額)

第8条 条例第4条第1項第1号に規定する額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあっては医療費の助成を受ける年の1月1日(以下この条において「基準日」という。)における児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項の規定、その児童の養育者にあっては基準日における同条第6項の規定によるものをいう。

- (1) 条例第2条第1項第2号ア又はエに該当する児童で、父又は母がないもの
- (2) 第4条第3項第3号に該当する児童で、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第4条第3項第4号に該当する児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第4条第3項第5号に該当する児童

2 前項の場合において、ひとり親等(父又は母に限る。)の監護する児童が父又は母からその児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、その費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)については、そのひとり親等が支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する額は、基準日における児童扶養手当法施行令第2条の4第7項の規定によるものをいう。

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・平28規則37・令6規則33・一部改正)

(所得の特例)

第9条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持のための田畠、宅地、家屋、機械、器具その他事業に使用するための固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年におけるその被害者の所得について、同条第1項の規定を適用しないものをいう。

(平10規則42・一部改正)

(所得の範囲及びその額の計算方法)

第10条 条例第4条第3項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定により課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項の母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の10第1項の父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(同項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母からその児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(その児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。同項において同じ。)をいう。

2 条例第4条第3項に規定する所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度(以下この条において「その年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合は、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(その金額が零を下回る場合は、零とする。)と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母からその

児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額をいう。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの各号に掲げる額を前項の規定により計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 その雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき、27万円(その障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円)
- (3) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(母を除く。) 27万円
- (4) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。) 35万円
- (5) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円
- (6) その年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 その免除に係る所得の額
(平10規則42・一部改正、平11規則4・削除、平12規則35・平13規則32・平14規則24・平15規則30・平18規則39・平26規則42・平30規則43・令3規則45・令6規則13・令6規則33・一部改正)

第11条 削除

(平10規則10・削除)

(助成の方法の特例)

第12条 条例第6条第2項に規定する規則で定める理由は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 市長が指定する医療機関等以外の医療機関等で医療を受けたとき。
 - (2) 医療保険各法の規定により対象者に係る療養費又は家族療養費が支給されたとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療助成費請求書(第1号様式)により市長に請求しなければならない。この場合において、医療費の支払を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 前項に規定する請求を行う場合において、第1項第2号に規定する請求を行うときは、療養費又は家族療養費の支給を証明する書類を添付しなければならない。

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

(医療証の交付申請)

第13条 条例第7条第1項に規定する申請をしようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)(第2号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合においては、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、第2号から第5号までの書類は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が児童扶養手当証書を提示するときは、これを省略することができる。
- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又はそれらの被扶養者であることを証明する書類
 - (2) ひとり親家庭等認定調書(第3号様式)
 - (3) 世帯の状況を証明する書類
 - (4) 世帯全員の住民記載事項に関する証明書
 - (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証明する書類
- (平10規則10・平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

(医療証の交付)

第14条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、これを審査し、申請者が条例第3条に規定する対象者の要件に該当すると認めるときは、条例第7条第2項に規定する医療証として福祉医療証(第4号様式)を交付し、及びひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)を台帳として整備するものとし、対象者の要件に該当しないと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成却下通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 福祉医療証の有効期間は、前条に規定する申請をした日から毎年12月31日までとし、翌年の1月1日付けで更新するものとする。

(平15規則30・平24規則27・一部改正)

(医療証の返還)

第15条 福祉医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、福祉医療証の有効期間が満了したとき又は助成費の受給資格を有しなくなったときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平24規則27・一部改正)

(医療証の再交付)

第16条 受給者は、福祉医療証を破損し、又は失ったときは、福祉医療証再交付申請書(第6号様式)により、市長に再交付を申請するものとする。

2 福祉医療証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその福祉医療証を添えなければならない。

3 受給者は、福祉医療証の再交付を受けた後、失った福祉医療証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平15規則30・平24規則27・一部改正)

(届出)

第17条 条例第8条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費助成資格変更・喪失届出書(第7号様式)に福祉医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)にひとり親家庭等認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証明する書類を添えて、毎年10月15日から11月14日(その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が継続して手当を受けることができるとときは、届出を省略することができる。

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第18条 市長は、対象者が助成費の受給資格を有しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成資格消滅通知書(第8号様式)によりその対象者であった者に通知するものとする。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(平15規則30・平24規則27・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第19条 医療費の助成理由が第三者の行為により生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、その第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(様式)

第20条 この規則の規定により使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は、別に定める。

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・令3規則19・一部改正)

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月3日規則第22号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月27日規則第10号)抄

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第5条第3号の改正規定及び第13条第2項第1号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1号の改正規定 平成10年4月1日
附 則(平成10年7月30日規則第33号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日規則第42号)

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成11年3月8日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月23日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月20日規則第32号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成14年11月14日規則第24号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第30号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第39号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3項の改正規定 平成19年1月1日

(2) 第1条中秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則第3条の改正規定及び第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則別表第2第4号の改正規定平成19年4月1日

附 則(平成19年12月25日規則第43号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年12月18日規則第32号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規則第27号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第34号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年9月25日規則第42号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年7月25日規則第37号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条の規定は、平成31年1月以後の秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に係る所得の計算について適用し、平成30年12月以前の医療費の助成に係る所得の計算については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条の規定は、令和4年1月以後の秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に係る所得の計算について適用し、令和3年12月以前の医療費の助成に係る所得の計算については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月29日規則第13号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月31日規則第33号)

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの

(2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

(3) 平衡機能に著しい障害を有するもの

(4) そしゃく機能を欠くもの

(5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

(6) 両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの

(7) 両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

(8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

(9) 一上肢の全ての指を欠くもの

(10) 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

(11) 両下肢の全ての指を欠くもの

(12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

(13) 一下肢の足関節以上で欠くもの

(14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(平10規則42・平24規則27・一部改正)

別表第2(第3条関係)

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程
- (3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- (4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- (5) 学校教育法第125条に規定する専修学校的高等課程
- (6) 学校教育法第134条に規定する各種学校的うち外国人学校高等部

(平11規則4・繰下・追加、平18規則39・平19規則43・平20規則32・一部改正)

別表第3(第4条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
 - (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能とし、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (10) 精神に、労働することを不能とし、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能とし、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の介護を必要とする程度の障害を有するものであって、その障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6か月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(平10規則42・平24規則27・一部改正)

別表第4(第20条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	ひとり親家庭等医療助成費請求書	第12条
第2号様式	ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)	第13条、第14条、第17条
第3号様式	ひとり親家庭等認定調書	第13条、第17条
第4号様式	福祉医療証	第14条—第17条
第5号様式	ひとり親家庭等医療費助成却下通知書	第14条
第6号様式	福祉医療証再交付申請書	第16条
第7号様式	ひとり親家庭等医療費助成資格変更・喪失届出書	第17条
第8号様式	ひとり親家庭等医療費助成資格消滅通知書	第18条

(平24規則27・追加、令3規則19・一部改正)

第1号様式(第12条関係)

◎ ひとり親家庭等医療助成費請求書

第1号様式(第12条関係)

次のとおり、秦野市ひとり親家庭等医療費助成事業の医療助成費の支給を申請・請求します。

年 月 日

(宛先)

秦野市副市長

住 所

氏 名

印

電 話

負担者番号 受給者番号	8 5 1 4 0 1 2 7 /	被保険者名	(統柄)		
受診者名			保険の種類	1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済	
入院区分	1 入院 2 入院外		記号番号	—	
診療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで				
申請の種類	1 医科 2 歯科 3 調剤 4 看護 5 補装具 6 その他	保険者番号			
病院等名称			保険者名		
助成申請(請求)額	円		保険者の所在地		
病院等名称			金融機関名	銀行	
助成申請(請求)額	円		支店コード	支店	
助成申請(請求)額 合計	円		口座番号		
申請の理由	1 医療証の提示ができなかった。 2 県外の医療機関 3		(カタカナ) 口座名義人		

資格取得日	年　月　日から	助成対象の可否	可・否
区分	保険分	保険適用外	
医療総点数	点		
	点		
自己負担率	割		
	割		
自己負担額	円	円	
	円	円	
高額療養費等	円		
	円		
支給決定額	円		

第2号様式

第3号様式(第13条、第14条及び第1才条関係)

ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)

〔記入上の注意〕

- ①の欄
(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票(外国人に記載されているとおり記入してください。
現住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。

(2) 「生活保護、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年
月日を記入してください。

2 ②の欄
ひとり親家庭等となった理由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄
申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄
児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄
児童が18歳に達した年の年度末以後も高等学校等に在学する場合、氏名と学校の内容を記入してください。

6 ⑥の欄
「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険。「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、公企事業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合の略です。

7 ⑦の欄
事实上婚姻關係にある配偶者を含みます。

8 ⑧の欄
あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑨の欄
地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その人の数を()内に記入してください。

同 意 書

ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請に当たり、秦野市が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報を照会することについて同意します。

同意者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	申請者との続柄	
	生年月日	
同意者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	申請者との続柄	
	生年月日	
同意者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	申請者との続柄	
	生年月日	
同意者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	申請者との続柄	
	生年月日	
同意者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	申請者との続柄	
同意者	生年月日	

第3号様式(第13条及び第17条関係)

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄A死亡に該当する場合)

死亡した児童の父又は母の氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)
秦野市副市長

住所
氏名

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄イ離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)
秦野市副市長

住所
氏名

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ウ障害に該当する場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手 帳 等 の 番 号	
	等 級	
	発 行 者	
その他の参考事項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理由： 3 現在休職中 (休職期間))		
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(當時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)		
通 院 等 の 状 況	通 院 過去1年間の入院歴	月 平 均 回 延	回 日 間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)
秦野市副市長

住所
氏名

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄エ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)
秦野市副市長

住所
氏名

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄才遺棄に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名					
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで				
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父				
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出				
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 〔住所 〔電話〕				
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度)				
仕送り	1 無 2 有 定期的 月 円 時々 1回 円 年 月まで有りその後無し				
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)				
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい				
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親				
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有				
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有				
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有				
遺棄している児童の父又は母のサラ金業者からの借金	1 無 2 有				
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)				
生計維持方法					
その他参考事項					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)

秦野市副市長

住所
氏名

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄に拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童の父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)
秦野市副市長

住所
氏名

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄キ未婚の母で父がないのに該当する場合)

父の状況	1 不明 (理由 :) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子供の安否を気遣う訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り(月 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
認知の予定	1 有 (年 月頃) 2 無 (理由 :)
生計維持の方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)
秦野市副市長住所
氏名

第3号様式(第13条、第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ヶ父母死亡及び
コその他に該当する養育者の場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)
秦野市副市長

住所
氏名

第4号様式(第14条、第17条関係)

福社医療証

(七)

◎ 福祉医療証	
住 所	
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
一部負担金	入院 1日につき 円
	入院外 受診等 1回につき 円
	調 剤 円
※一部負担金を徴収しない場合、0円と記載しています。	
次の受給者は、秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例により医療費の一部を秦野市が助成するものであることを証明する。	
秦野市副市長 国	
交付年月日	年 月 日

受給者番号・氏名					備考
負担者番号					
受給者番号					
負担者番号					
受給者番号					
負担者番号					
受給者番号					

(表)

(9)

御注意

- 1 この証は、保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切にしてください。
 - 2 この制度による診察をお受けになるとときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口に提出してください。
 - 3 この証は、県内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。ただし、県外の病院等では使えません。
 - 4 次の場合、医療費の自己負担分を病院等で支払ったうえ、その領収書等を添付して、医療費の支給を申請してください。
 - ①他の公費医療の適用により病院等で受診した場合
 - ②県外の病院等で受診した場合
 - ③この制度を取り扱わない病院等で受診した場合
 - 5 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証をお返しください。
 - 6 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、この証を添えて届け出してください。
 - 7 この証を破ったり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けてください。
 - 8 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

神奈川県秦野市

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

電話() —

第5号様式(第14条関係)

F No. · · ()
年 月 日

様

秦野市副市長

ひとり親家庭等医療費助成却下通知書

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成事業の対象者となりませんので通知します。

氏名

理由

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日（上記1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、秦野市（代表訴訟者 秦野市長）を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔事務担当は
電話〕

第6号様式(第16条関係)

第6号様式(第16条関係)

福社医療証再交付申請書

年　月　日

(宛先)

秦野市副市長

住所

氏名

次の理由により、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号							
受給者番号							

医療証交付年月日

年　月　日

申請理由(具体的に書いてください。)

第7号様式(第17条関係)

第7号様式(第17条関係)

ひとり親家庭等医療費助成
資格変更・喪失届出書

医療証番号	受給者番号						
変更理由		1 氏名	2 住所	3 加入保険	4 その他		
変 更 の 場 合	氏名	新					
		旧					
住 所	新	(電話)					
	旧						
加入保険	種類	1 国保	2 組合	3 協会	4 日雇	5 船員	6 共済
	被保険者名	(申請者との続柄)					
	記号番号	—					
	保険者番号						
	名称						
所在地							
その他の事項							
変更年月日		年 月 日					
消滅の理由	1 他の市区町村に転出	(電話)					
	転出先						
	2 生活保護受給						
	3 死亡						
	4 ひとり親家庭でなくなった理由(具体的な理由 :)						
5 その他()							
消滅年月日		年 月 日					
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の で届け出ます。				1 申請事項が変更	2 受給資格が消滅	しましたの	
年 月 日							
(宛先) 秦野市副市長							
住 所 氏 名							

第8号様式(第18条関係)

F No. · · ()
年 月 日

様

秦野市副市長

ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書

次のとおりひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格が消滅しましたので、
通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、秦野市（代表訴訟者 秦野市長）を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔事務担当は
電話〕